

審査基準表

(令和8年度特別調整交付金(結核・精神)申請支援等業務)

審査項目	審査内容	配点	総合
内容構成力	事業趣旨及び制度内容を十分理解し、交付額の適切な算定及び返還リスク低減につながる提案となっているか。	20	50
	抽出条件、分析工程、チェック体制等が具体的かつ妥当な内容となっているか。	20	
	県及び市町村の確認作業や問い合わせ対応等の負担軽減に配慮された提案となっているか。	5	
	計画的かつ現実的な業務スケジュールとなっているか。	5	
実績	同種業務の実績、交付実績、会計検査対応実績等を有しているか。	20	20
運営体制	業務を安定的に実施する上で必要な人員、実務経験、セキュリティ対策及び連携体制が確保されているか。	15	15
経済性	見積内容、単価設定、追加費用の有無等が妥当であり、経費節減に配慮されているか。	5	15
	提案価格に優位性があるか。(最小提案価格/提案価格) × 配点 ※小数点以下四捨五入	10	
合計		100	100

【審査方法】

- (1) 委員は、各審査項目について審査を行い、5段階で採点する。
- (2) 全ての委員の点数を合計し、最高点数となった参加者を受託候補者として決定する。
 なお、点数が同点の場合は、委員の協議により決定する。
- (3) 委員の合計点数が最低基準点(「100点×委員数」の6割)以上になった参加者がいなかったときは、受託候補者を決定しない。
- (4) 参加者が1者だけの場合、委員の合計点数が最低基準点(「100点×委員数」の6割)以上になったときは、その参加者を受託候補者として決定する。

【評価基準】

- 5 標準より非常に優れた提案
- 4 標準より優れた提案
- 3 標準的な提案
- 2 標準よりもやや劣る提案
- 1 標準より劣る提案

【契約結果の公表】

契約結果については、県ホームページ上で公開することとする。